（様式第１号）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

**現場代理人兼務届**

（宛先）鳥取市長　様

工事担当（　　　　　　　課・所）

　（受注者）住　　　　　所

商号又は名称　　　　　　　　　　　　㊞

代表者氏名

下記の工事について、現場代理人を兼務させたいので届け出ます。

　なお、兼務する工事については、安全管理及び工程管理に万全を期し、万一施工が不適切と判断されたときは、兼任の解除を指示されても何ら異議を申し立てません。

記

**１　兼務させる現場代理人氏名**

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　　　　　　名 |  |
| 緊急時連絡先 | （携帯電話番号等） |

**２　現場代理人を兼務させる工事**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工　　 事　　 名 |  | | |
| 工事場所 |  | | |
| 工　　　　　　期 | 令和　　　年　　　月　　　日　から　令和　　　年　　　月　　　日 | | |
| 請負代金額 |  | | |
| 発注担当課 |  | 監　督　員 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工　　 事　　 名 |  | | |
| 工事場所 |  | | |
| 工　　　　　　期 | 令和　　　年　　　月　　　日　から　令和　　　年　　　月　　　日 | | |
| 請負代金額 |  | | |
| 発注担当課 |  | 監　督　員 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工　　 事　　 名 |  | | |
| 工事場所 |  | | |
| 工　　　　　　期 | 令和　　　年　　　月　　　日　から　令和　　　年　　　月　　　日 | | |
| 請負代金額 |  | | |
| 発注担当課 |  | 監　督　員 |  |

≪添付書類等≫

　この届は、兼務の対象となる各工事の位置図及び工程表を添付し、各工事の担当課（工事事務所）に提出してください。

１　対象工事

　　市発注工事及び業務（水道局が発注するものを除く。以下「工事等」という。）のうち、以下の条件を全て満たすものについて、合計３件まで現場代理人の兼務を認めることとします。ただし、請負代金額が１，５００万円以上の工事等は、３件のうち１件以下に限ることとします。

　（１）兼務の対象となる各工等事の請負代金額が、いずれも４，５００万円（建築一式工事の場合は９，０００万円）未満であること。

　（２）兼務を行おうとする現場代理人が、他の工事等で建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２６条第３項の規定による専任を要する主任技術者又は監理技術者となっていないこと。

２　新たに専任の現場代理人の配置が必要となる場合

　（１）変更契約により、現場代理人を兼務している工事等のうちいずれかの請負代金額が４，５００万円（建築一式工事の場合は９，０００万円）以上となった場合

　（２）現場代理人が他の工事等の主任技術者又は監理技術者となっている場合で、変更契約により、当該他の工事等が建設業法第２６条第３項の規定による主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事等となった場合

　（３）現場の運営又は安全管理に支障が生じたこと等により、現場代理人の兼務を継続することが不適当と発注者が認めた場合

３　施工管理等

工事等の施工管理については、次の各号を遵守してください。

（１）現場代理人は、兼務するすべての工事等の監督員と常時連絡がとれる体制を確保すること。

（２）現場代理人は、兼務するいずれかの現場に駐在することとし、工事等の運営及び取り締まりを徹底すること。

（３）現場代理人が現場を離れる際には、必要に応じて代行者を配置するなど、安全管理の対策を図るとともに、発注者が求めた場合には速やかに現場へ向かえる体制を確保すること。

４　留意事項

　（１）受注者は、現場代理人の兼務配置により、安全管理の不徹底に起因する事故を起こしたり、工程が遅延したりする事のないよう、一層の配慮に努めてください。

　（２）受注者が虚偽の理由または不正な手段によって兼務配置を行った場合は、ただちに専任の現場代理人を新たに配置しなければなりません。なお、この場合は契約解除及び指名停止措置の対象となる場合があります。

　（３）変更契約により、現場代理人を兼務している工事等のうち２件以上の請負代金額が１，５００万円以上となった場合は、そのうち１件についてのみ兼務を継続することができます。この場合は、それ以外の工事等については現場代理人を新たに配置しなければなりません。

（４）安全管理上の理由、工事等の難易度及び施工内容等により、兼務が適当でないと発注者が判断した場合は、兼務を認めないものとします。この場合は、公告、指名の通知又は見積の依頼を行う際にその旨を併せて通知します。